

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

一 参議院選挙区選出議員の選挙区の定数の改正

参議院選挙区選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改めると。(別表第三関係)

選挙区	議員数
福島県	二人（現行四人）
神奈川県	八人（現行六人）
岐阜県	二人（現行四人）
大阪府	八人（現行六人）

二 検討

平成二十八年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとする。 (附則第三項関係)

三 その他

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。 (附則第一項関係)
- 2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日まで
にその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお
従前の例によること。 (附則第二項関係)